災害時等における無人航空機の運用に関する協定書

伊達市（以下「甲」という。）と株式会社CIA（以下「乙」という。）は、乙の社会的貢献活動の一環として実施する災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、伊達市内において自然災害や大規模事故、武力攻撃事態等の他、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合等（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第２条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請の内容）

第２条　甲が乙に支援協力を要請する内容は以下のとおりとする。

（１）災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること

（２）災害地図作成等の災害支援に関すること

（３）その他必要な事項については、甲乙協議のうえ決定すること

２　乙は甲から要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機及び資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

３　乙は第１項の要請を受けて活動するときは、関連法令を遵守するとともに、甲の指示に従うものとする。

（協力要請の手続）

第３条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し要請書（様式第１号）により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、要請書によらず要請することとし、後日速やかに乙に要請書を提出するものとする。

（協力活動の実施）

第４条　甲の要請に応じ、活動のため現場に到着した乙の構成員は、前条に定める協力の要請時に甲が連絡する現場指揮者の指示に従い、行動するものとする。

（安全の確保）

第５条　甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（協力活動の報告等）

第６条　乙は、第２条の規定に基づく協力活動を実施した時は、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を報告書（様式第２号）により甲の定める期限までに報告

を行う。
２　乙の協力活動により撮影した映像・画像等の成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属するものとする。

（著作権の共有）
第７条　乙は、甲に対し前条第２項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 17 条第１項に規定する著作権をいう。）を共有するものとする。
２　乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第 17 条第１項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

（費用の負担）
第８条　第２条の規定に基づく協力活動に関する経費は、甲乙協議のうえ決定する。

（災害補償）
第９条　乙の役員、構成員その他活動等に関与したものが当該活動等により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担するものとする。
２　乙が活動等の実施中に第三者に損害を与えた場合は、乙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

（平常時の乙の準備）
第 10 条　乙は、協力活動を円滑に行うために、活動目的に応じた無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員に対し本協定の普及啓発に努め、災害時等における乙の構成員間の緊急連絡体制を整備するものとする。

（訓練の参加）
第 11 条　乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（実施細目）
第 12 条　この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（協議）
第 13 条　この協定に定めのない事項又は協議内容に疑義が生じた時は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（情報共有等）
第 14 条　甲及び乙は、第１条の目的を達成するために、定期的に情報共有及び協議を行うものとする。

（有効期間）

第 15 条　この協定は、令和２年 10 月１日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和２年 10 月１日

甲　伊達市保原町字舟橋 180 番地
伊達市
伊達市長　　須田　博行

乙　伊達市梁川町やながわ工業団地 90 番地１
株式会社 CIA
代表取締役　横山　光衛